

重点施策の設定

本計画では、国の基本指針や本市のこれまでの取組、中長期的課題を見据えて、重点施策を次のように設定しました。

<重点的に取組む施策>

施策番号	施策名
1-1	地域互助力の推進強化
2-1	フレイル予防・介護予防のための取組み充実
3-1	認知症対策の推進（認知症施策推進基本計画）
4-1	介護人材の確保・育成

1-1 地域互助力の推進強化

国の動向	<第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針> 「高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取組を行うことが重要」
中長期的課題	少子高齢化の進行に伴う、高齢者数の増加、生産年齢人口割合の減少により、介護保険制度の安定・継続。
本市の状況	第8期計画の重点的に取組む基本目標として、地域互助力の強化推進を掲げて事業を進めてきました。
重点の理由	生活に身近な地域において、住民が相互に役割を持ち、支え合う取組により、一人ひとりが、楽しみや生きがいを見出し、困難な状況でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができるようになることを目的に、第8期計画の核である基本目標として設定していた地域互助力の強化を第9期計画でも引き続き推進します。

2-1 フレイル予防・介護予防のための取組み充実

国の動向	<第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針> 「地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実」
中長期的課題	後期高齢者数の増加に伴う、要介護認定者数の増加の問題。高齢者数の増加に伴う、地域支援事業費の増加、費用対効果の見直し。
本市の状況	国で先駆けて介護予防の推進に取り組んできたことで、特に要支援の認定者数は全国でもかなり低い水準で推移しています。
重点の理由	単に高齢者の心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動性を高め、家庭や社会への参加を促すことで、それにより生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質（QOL）の向上を目指すため、今までの本市の介護予防の取組みを拡充・推進します。

3-1 認知症対策の推進（認知症施策推進基本計画）

国の動向	<p>・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の成立 <第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針> 「認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組」</p>
中長期的課題	後期高齢者数の増加に伴う、認知症高齢者の対策
本市の状況	<p>「認知症地域支援推進介護」を開催。 チームオレンジの構築、「本人ミーティング」、「認知症カフェ」を推進。</p>
重点の理由	<p>認知症の人が必要な支援を受けることによって、尊厳を保持し、自らの意思によって希望を持ち、日常生活及び社会生活を営むことができる体制が必要です。また、差別や偏見を受けることなく、安心して暮らすことができる地域・環境づくりを整備するために重点として施策を推進します。</p>

4-1 介護人材の確保・育成

国の動向	<p><第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針> 「介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施」</p>
中長期的課題	介護従事者不足と高齢者の増加によりさらなる負担が増加。従事者の業務負担の増加により、虐待に繋がる恐れもある。
本市の状況	市内の事業者に対するヒアリングやアンケート結果から介護支援専門員や介護従事者の不足の意見が多く出ている。
重点の理由	<p>2025年問題といわれる人口の多い世代が後期高齢者となり介護需要は高まるものの、供給が追いつかない状態を招くと考えられている。介護人材を量と質の両面から確保することは、介護サービスの安定的供給と介護の質の確保ための重要な課題であり、総合的・計画的に取り組む必要がある。</p> <p>将来的な課題を見据え介護人材確保を推進するため、市としての支援体制を整備する。</p>